

⑰ 木造住宅の耐震改修に係る費用の一部を補助します

申・問 都市計画課(内線 587)

木造住宅の倒壊による災害を防止し、震災に強いまちづくりを推進するため、住宅の耐震改修設計と耐震改修工事を合わせて行う方を対象に、その費用の一部を補助します。

対象となる住宅

- ・笠間市内にある一戸建ての木造住宅または店舗等併用住宅(住宅以外の床面積が過半でないもの)で、階数が2階以下かつ延べ床面積30平方メートル以上のもの
- ・昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて着工され建築されたもの
- ・在来軸組工法ざいらいじくぐみまたは枠組壁工法わくぐみかべで建築されたもの
 - ※丸太組工法(ログハウス)およびプレハブ工法などは対象外
- ・耐震診断を受けていて、上部構造評点(耐震性の評価)が1.0未満であること

補助対象事業と補助率

・上部構造評点を1.0以上に向上させるための耐震改修計画を作成し、計画に基づき、基礎、土台、柱、筋かい、はり、壁等の補強すじまたは改修工事を行う事業

【補助率：事業に要した費用の4/5以内(補助上限100万円)】

※併用住宅の費用は居住の用に供する部分の床面積を当該併用住宅の延べ面積で除して得た数に、当該事業に要した費用を乗じて得た額とする

対象 ・対象となる住宅の所有者で、市税を滞納していない方
 ・自己または2親等以内の親族の居住の用に供するために事業を行う者であること

募集棟数 1棟(先着順)

申込方法 事前に都市計画課窓口までご相談ください(市ホームページ⇒「耐震改修」で検索)。

申込期間 6月30日(木)～9月30日(金)

⑱ 木造住宅をお持ちの方「耐震診断」を試してみませんか

申・問 都市計画課(内線 587)

茨城県知事が認定した「茨城県木造住宅耐震診断士」が、目視と建築時の図面により診断を行い、耐震補強の必要性の有無を判定します。

お住まいの住宅の地震に対する強さ、安全性の目安を知っていただくことを目的としています。この機会にぜひご利用ください。

対象となる住宅

- ・笠間市内にある一戸建ての木造住宅または店舗等併用住宅(住宅以外の床面積が過半でないもの)で、階数が2階以下かつ延べ床面積30平方メートル以上のもの
- ・昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて着工され建築されたもの
 - ※建築年、建築概要が建築確認通知等で確認できること
- ・在来軸組工法または枠組壁工法で建築されたもの
 - ※丸太組工法(ログハウス)およびプレハブ工法などは対象外
 - ※東日本大震災により被災した住宅で、罹災証明書の判定区分で「半壊」以上の判定を受けた住宅は対象外

対象 対象となる住宅の所有者で、市税を滞納していない方

募集棟数 4棟(先着順/予定棟数に達した時点で申込受付を終了)

診断費用 2,000円

申込方法 窓口で直接お申し込みください(市ホームページ⇒「耐震診断」で検索)。

申込期間 6月30日(木)～9月30日(金)

国民健康保険税の納付は、口座振替にすると便利です。

13 ページ

2022-0616